

## 大分県要保護児童対策地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 要保護児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童等をいう。以下同じ。）の適切な保護又は支援を図ることを目的として、法第25条の2第1項に基づき、大分県要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要保護児童等対策に係る関係機関の情報交換や連携に関すること。
- (2) 要保護児童等対策を推進するための広報・啓発に関すること。
- (3) 県内各地域の要保護児童対策地域協議会の運営支援等に関すること。
- (4) 子どもの貧困対策に係る関係機関の情報交換や連携等に関すること。
- (5) その他、青少年の犯罪等被害防止対策に関すること等、ひろく要保護児童等に対する支援に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、国又は地方公共団体の機関、法人、その他の者のうち、別表に掲げる機関等（以下「関係機関等」という。）により構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、構成員の互選により選出する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (要保護児童対策調整機関の指定)

第5条 知事は、法第25条の2第4項の規定により、大分県福祉保健部こども・家庭支援課を要保護児童対策調整機関として指定する。

### (要保護児童対策調整機関の業務)

第6条 法第25条の2第5項の規定する要保護児童対策調整機関の業務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

#### (秘密の保持)

第7条 協議会の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5に規定する守秘義務を負うものとし、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、大分県子どもの虐待防止連絡協議会設置要綱は廃止する。
- 3 次の(1)から(4)に掲げる医療機関等の医療従事者については、協議会の構成員とし、かつ、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町の要保護児童対策地域協議会の構成機関とする。

#### (1) 産婦人科関係

安達産婦人科	日野病院
大川産婦人科・高砂	西田病院
石井産婦人科	橋本産婦人科医院
伊東レディースクリニック	大分市医師会立アルメイダ病院
ソフィアクリニック	ふくだクリニック
岩永レディースクリニック	中津市立中津市民病院
セント・ルカ産婦人科	佐藤産婦人科医院
アンジェリッククリニック浦田	大分赤十字病院婦人科
医療法人社団愛育会曾根崎産婦人科医院	堀永産婦人科医院

佐藤レディースクリニック	あおい産婦人科
大川産婦人科病院	松岡産婦人科医院
大分岡病院	レディースクリニック松本醫院
おだクリニック	みぞぐち産婦人科医院
くまがい産婦人科	ミタライクリニック
くりやまレディースクリニック	みやうちウィメンズクリニック
貞永産婦人科医院	医療法人宮原レディースクリニック
大分県立病院	みやむらレディースクリニック
大分大学医学部附属病院	みよしクリニック
産科婦人科すがのウィメンズクリニック	さくら産婦人科医院
独立行政法人国立病院機構別府医療センター	宇佐レディースクリニック
だいかく病院産婦人科	やぐちレディースクリニック
千代田レディースクリニック	つるさきクリニック
友成医院	独立行政法人国立病院機構西別府病院
大分大学医学部附属病院	ヘレネ婦人クリニック
大分県済生会日田病院	薬師寺医院
大分中村病院婦人科	安武クリニック

(2) 精神科病院関係

上野公園病院	千嶋病院
衛藤病院	鶴見台病院
大分丘の上病院	博愛病院
大分下郡病院	渕野病院
大貞病院	緑ヶ丘保養園
大分県立病院	向井病院
大分大学医学部附属病院	山本病院
後藤医院	独立行政法人国立病院機構別府医療センター
佐藤病院	精神科
タキオ保養院	

(3) 小児科関係

麻生小児科医院	下飛田小児科
大分市医師会立アルメイダ病院	城南クリニック
あんどろ小児科	新こどもクリニック
池永小児科	ソフィアクリニック
石和こどもクリニック	たけうち小児科
井上小児科医院	竹田市立こども診療所

衛藤小児科医院	谷村胃腸科・小児科医院
大分健生病院	たまい小児科
大分県立病院	長内科小児科胃腸科医院
大分県厚生連鶴見病院	てしまこどもの杜クリニック
大分こども病院	社会医療法人 財団天心堂へつぎ病院
大分こども療育センター	とうぼ小児科医院
大分大学医学部附属病院	友岡医院
大川小児科高砂	中津市立中津市民病院
大在こどもクリニック	医療法人松寿堂西の台病院
岡本小児科医院	独立行政法人国立病院機構 西別府病院
小宅医院	のまさ小児科
垣迫小児科	はら小児科
金谷小児科医院	豊後大野市民病院
萱嶋医院	松井小児科医院
かみぞのキッズクリニック	松本小児科医院
かわのこどもクリニック	三重東クリニック
くまのみどう小児科	みやわき小児科
医療法人 桑畑小児科医院	社会福祉法人 聖母の騎士会 恵の聖母の家
河野小児科医院	ももぞの小児科クリニック
古城小児科医院	矢田こどもクリニック
坂ノ市こどもクリニック	矢野小児科医院
医療法人さがら小児科	やまだこどもクリニック
佐藤第二病院	わかやま・こどもクリニック
塩月内科小児科医院	わだこどもクリニック
しみず小児科	

(4) 精神神経科診療所関係

後藤医院	博愛診療所
竹下粧子クリニック	

附 則

この要綱の改正は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年2月26日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)</p>	<p>大分地方法務局人権擁護課 大分労働局職業安定部訓練室 大分県福祉保健部福祉保健企画課 大分県福祉保健部健康づくり支援課 大分県福祉保健部こども未来課 大分県福祉保健部こども・家庭支援課 大分県福祉保健部障害福祉課 大分県中央児童相談所 大分県中津児童相談所 大分県婦人相談所 大分県こころとからだの相談支援センター 大分県生活環境部私学振興・青少年課 大分県立病院 大分県教育庁学校安全・安心支援課 大分県教育庁社会教育課 大分県警察本部少年課 大分県内各市町村児童福祉主管課</p>
<p>2 法人 (法第25条の5第2号)</p>	<p>社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 公益社団法人 大分県社会福祉士会 一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会 一般社団法人 大分県医師会 一般社団法人 大分県歯科医師会 一般社団法人 大分県助産師会 公益社団法人 大分県看護協会 国立大学法人 大分大学医学部附属病院 大分県弁護士会 有限会社 大分合同新聞社</p>
<p>3 その他の者 (法第25条の5第3号)</p>	<p>大分県児童養護施設協議会 大分県民生委員児童委員協議会 各児童家庭支援センター 大分県ファミリーホーム協議会 大分県里親会 大分県産婦人科医会 大分県小児科医会 大分県精神科病院協会 大分県精神神経科診療所協会 大分県臨床心理士会 大分県小中学校長会協議会 大分県私立幼稚園連合会 大分県保育連合会 大分県PTA連合会</p>